

第三期帯広市環境基本計画の考え方について

(1) 計画策定の趣旨

帯広市では、基本理念と基本方針に基づく施策の計画的な推進を図るため、平成 12 年 3 月に「帯広市環境基本計画」、平成 22 年 3 月に「第二期帯広市環境基本計画」を策定し、取組みを進めてきました。

現在、東日本大震災による国のエネルギー政策の転換や、深刻化している地球温暖化問題に対する国際的な枠組み「パリ協定」の発効、環境問題に対する市民意識の向上など、取り巻く環境が大きく変わってきています。こうした現状に適切に対応し、環境に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第三期帯広市環境基本計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、帯広市環境基本条例第 9 条に基づき策定するものであり、第七期帯広市総合計画の個別計画となるものです。

(3) 計画の期間

本計画は 2020 年度から 2029 年度までの 10 年間を対象とします。なお、社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

(4) 施策の体系等

環境基本条例の基本理念及び基本方針を踏まえて、基本目標と基本施策を設定します。

基本目標	想定される基本施策
地球環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化の防止 その他の地球環境保全対策の推進
自然共生社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全 地域の自然資源の保全・活用
生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 良好な生活環境の維持 快適な環境の創造
循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量の推進 資源循環の促進
市民参加	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮行動の実践 広域的連携の推進

(5) 計画の推進及び管理

本計画を推進するため、市民や事業者、行政などの相互理解と協力により、各主体が環境配慮行動を実践します。

計画の達成状況等を把握するため、指標及び目標を設定します。また、帯広市環境審議会の意見を参考とし、庁内連携により取組みをすすめます。

なお、計画の進捗状況等は、毎年発行している帯広市環境白書を通して、市民へ公表します。

(6) 今後のスケジュール

区分	2018年度			2019年度										
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
帯広市 環境審議会	・策定スケジュール ・第三期環境基本計画考え方について					・素案説明 ・諮問		・原案説明					・最終案説明 ・答申	
厚生委員会			・策定スケジュール ・第三期環境基本計画考え方について				・素案説明		・原案説明				・最終案説明	・成案
その他											・パブリック コメント			

※ 参 考 ※

●基本理念（帯広市環境基本条例第 3 条）

- 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型・環境保全型社会を構築することを目的とし、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

●基本方針（帯広市環境基本条例第 8 条）

- 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- 身近な自然環境、個性を活かした景観等の確保、歴史的又は文化的環境の形成を図り、潤いと安らぎのある良好な快適環境を創造すること。
- 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会を構築すること。
- 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。